

# 埋葬料（費）の請求について（任継者・喪失者）

## 埋葬料

任意継続被保険者が死亡したとき、被保険者であった方が、①退職後（または任意継続被保険者喪失後）3ヵ月以内に死亡したとき ②退職後、傷病手当金または出産手当金を受けている期間中に死亡したとき ③の給付を受けなくなった日から3ヵ月以内に死亡したときは、その者により生計を維持していた者で、埋葬を行う者に対して、一律50,000円が支給されます。但し喪失者の場合、死亡時加入の健保埋葬料との重複受給はできません。また、任意継続被保険者が死亡したときは、埋葬料付加金として50,000円が支給されます。

※生計を維持していた者とは、被保険者により生計の一部でも維持されていればよく、健康保険の被扶養者・同居・親族でなくてもよいとされています。

## 埋葬費

上記「埋葬料」の支給を受けるべき者がいない場合は、埋葬を行った者に対して、埋葬料（50,000円）の範囲内で埋葬に要した費用の額が支給されます。

## 提出書類

### ① 埋葬料（費）請求書

### ② 死亡したことがわかる書類 ※以下のいずれかの書類を提出して下さい。

- ・死亡診断書の写し
- ・死体検案書の写し
- ・市区町村長が発行した埋葬許可証または火葬許可証の写し

### ③ 死亡した被保険者の被扶養者となっていなかった方が請求する場合

- ・被保険者により生計維持されていた方が請求する場合  
⇒生計維持を確認できる書類（例：住民票の謄本（原本））
- ・上記以外の方が請求する場合 ⇒ 「埋葬に要した費用の領収明細書（原本）★」

### ★埋葬に要した費用の領収明細書について

※埋葬に要した費用とは、葬儀代、霊柩車代、火葬（埋葬）代、葬式の供物代、僧侶への謝礼、祭壇一式料など。葬式の際の飲食代や香典返しの費用は含まれません。

※埋葬費は埋葬料（5万円）の範囲内で支給されますので、5万円を超える領収明細書が1枚あれば、その領収明細書のみの提出で構いません。

※領収明細書は、埋葬料請求者に発行されたものを提出して下さい。

## 提出締め・支給日

請求書は、毎月15日（休日の場合はその前日）に締め切ります。  
給付金は、毎月末日（休日の場合はその前日）に支給いたします。  
但し、資格確認書（健康保険証）などをお持ちの方で未返却の場合や書類の不備・審査によって、支給が遅れる場合があります。

## 提出ルート

請求者



JSR健保

## 注意点

- 死亡の原因が、業務上・通勤途上による場合は、労働者災害補償保険（労災保険）からの給付の対象となるため、健康保険から埋葬料（費）は支給されません。
- 死亡の原因が交通事故など第三者の行為による場合で、第三者から埋葬料等に相当する賠償がある場合は、健康保険から埋葬料（費）は支給されません。
- 埋葬料は、死亡日の翌日から起算して2年を経過すると、時効となり請求できなくなりますので、ご注意下さい。
- 埋葬費は、埋葬を行った日の翌日から起算して2年を経過すると、時効となり請求できなくなりますので、ご注意下さい。

### 【提出先・お問い合わせ】

〒510-8552 三重県四日市市川尻町100 JSR健康保険組合 給付担当  
TEL：059-345-8004 内線：227-3121